

香川県中小企業 BCP 策定支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 香川県中小企業 BCP 策定支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成 15 年香川県規則第 28 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、県内中小企業者又は県内中堅企業者等が専門家等を活用して事業継続計画（以下「BCP」という。）を策定、又は既存の BCP の改善を行う際に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、県内中小企業者又は県内中堅企業者等の BCP 策定等の取組を促進するとともに、地域産業の継続につなげることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内中小企業者 県内に本社を有する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する者（ただし、次号に該当する者は除く。）をいう。
- (2) 県内中堅企業者等 県内に本社を有する県内中小企業者以外の者で資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満の者及び県内中小企業者で次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を、中小企業者以外の者であって事業を営む者（以下「大企業」という。）に所有されている者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業に所有されている者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 を占めている者
- (3) BCP 災害等の不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画であり、次の要件を満たすものとする。
 - ア 優先して継続・復旧すべき中核事業を特定していること。
 - イ 緊急時における中核事業の目標復旧時間を定めておくこと。
 - ウ 中核事業や復旧に係る時間などを取引先と予め協議しておくこと。
 - エ 事業拠点や生産設備、仕入品調達等の代替策を決めておくこと。
 - オ 全ての従業員と事業継続についてコミュニケーションを図っておくこと。

- (4) かがわ地方創生 SDGs 登録事業者 かがわ地方創生 SDGs 登録制度実施要綱第 5 条の登録を受けた事業者をいう。

(補助対象者)

第 4 条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、次の各号の要件の全てに該当する者とする。

- (1) 県内中小企業者又は県内中堅企業者等であること。
 - (2) 県税を完納していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象とならないものとする。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は第 5 条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
 - (2) その他知事が不相当と認める者

(補助事業及び補助率等)

第 5 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の補助事業の区分、対象経費及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。ただし、国その他から補助金の交付その他これに類する助成を受け、又は受けようとする事業は補助事業から除くものとする。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事が定める期日までに補助金交付申請書（様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 7 条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第 4-1 号）により申請者に通知するものとする。また、不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第 4-2 号）により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第 8 条 申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から 10 日を経過した日までとする。

(補助事業の着手)

第9条 第7条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の後に、補助事業に着手しなければならない。

2 前項の補助事業の着手とは、補助事業に係る契約の締結等をいう。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助金変更交付申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合。ただし、補助金の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない軽微な変更は除く。

(2) 補助金の額を変更しようとする場合。ただし、補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額する場合は除く。

2 知事は、前項の規定による承認をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止・廃止申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、実績報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めるときは、補助金の額の確定を行い、補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定し、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

2 補助金は、精算払いにより交付する。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第 15 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 不正に補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱若しくは規則の規定又はこれらに基づく知事の指示に違反したとき。
- (3) 補助事業の内容が、この要綱の規定を満たさない事実が明らかになったとき。
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を命じるものとする。

(加算金)

第 16 条 前条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金の額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 第 1 項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、^{うるう} 閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(延滞金)

第 17 条 第 15 条の規定により補助金の返還を命ぜられた者が、知事が指定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前条第 3 項の規定は、前項の延滞金について準用する。

(補助金の経理)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と区分し、当該収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、当該証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、保存しなければならない。

(情報の開示)

第 19 条 補助事業又は補助事業者に関して、香川県情報公開条例（平成 12 年香川県条例第 54 号）に基づく開示請求があった場合は、条例第 7 条に規定する非開示情報以外の情報は開示するものとする。

（電子情報処理組織を使用して行う手続の特例）

第 20 条 第 6 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条及び第 14 条の規定による申請、報告又は請求については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請、報告又は請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請、報告又は請求については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 16 年香川県規則第 73 号）の規定の例による。

（その他）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

事業の区分	対象経費	補助率等
BCP 策定事業	<p>専門家等の活用による BCP 策定に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門コンサルティング委託料 ・ 従業員のスキルアップのための研修費 ・ その他（旅費、消耗品費、通信運搬費など）BCP 策定に必要な経費 	<p>中小企業：補助対象経費の2分の1以内 （かがわ地方創生 SDGs 登録事業者は3分の2以内）（上限 50 万円） 中堅企業等：補助対象経費の3分の1以内 （上限 30 万円）</p>
BCP 改善事業	<p>専門家等の活用による BCP 改善に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門コンサルティング委託料 ・ 従業員のスキルアップのための研修費 ・ その他（旅費、消耗品費、通信運搬費など）BCP 改善に必要な経費 	<p>中小企業：補助対象経費の2分の1以内 （かがわ地方創生 SDGs 登録事業者は3分の2以内）（上限 50 万円） 中堅企業等：補助対象経費の3分の1以内 （上限 30 万円）</p>

注1 官公庁等への手続及び書類作成に係る費用は対象外とする。

- 2 消費税及び地方消費税は補助対象外とする。
- 3 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 同一の者が受けられる補助の回数は、事業の区分に応じ、それぞれ1回限りとする。
なお、同一年度において、二つの事業区分について補助を受けることはできません。
- 5 専門家等の活用とは、専門家の個別の指導・助言等を受けたり、専門家の主催する研修会等に参加することなどにより、申請者自らが BCP を策定又は改善することとする。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

香川県知事 殿

事業者

所在地

名称

代表者職・氏名

香川県中小企業 BCP 策定支援補助金交付申請書

年度香川県中小企業 BCP 策定支援補助金を活用して事業を実施したいので、香川県中小企業 BCP 策定支援補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 補助対象事業の開始及び完了予定日

年 月 日 ～ 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) 法人登記事項証明書
- (4) 直近1期分の決算書(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書等)
- (5) 委託先が発行した見積書の写し又はこれに類するもの
- (6) 委託先の専門家等の支援実績が分かる書類
- (7) 直近1か月以内に発行された県税の納税証明書(入札参加資格審査等申請用)
- (8) 上記のほか、知事が必要と認める書類

様式第2号(第6条、第10条、第12条関係)

事業計画書(実績報告書)

1 会社の概要

会社名			
所在地			
代表者	役職	氏名	
連絡先	担当者	役職	氏名
	電話番号		
	FAX		
	メールアドレス		
主な業種			
企業規模	資本金	円	従業員数 人
企業の事業概要	※会社案内やパンフレット等で企業の事業概要を記載した書類を添付すれば省略可		

2 事業内容

事業の区分 ※①と②の両方にチェックを入れることはできません。	<input type="checkbox"/> ①BCP 策定事業 <input type="checkbox"/> ②BCP 改善事業	
事業の具体的内容 ※①策定理由、実施内容等、②策定予定のBCPの骨子、③期待される効果、について記載してください（別紙可）。 ※専門家等を活用することが必要です。		
事業費 ※中小企業：「補助金額」は、「補助対象経費」に補助率（1/2（かがわ地方創生SDGs登録事業者は2/3））を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）を記入してください。ただし、50万円が上限です。 中堅企業等：「補助金額」は、「補助対象経費」に補助率（1/3）を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）を記入してください。ただし、30万円が上限です。	事業に要する経費（税込み）	円
	事業に要する経費（税抜き）	円
	うち補助対象経費（税抜き）A	円
	補助金額 $A \times \text{補助率}$	円
同種の補助金等活用の有無 ※同種の補助金等活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、事業期間、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金等を所管している団体名及び連絡先）を記載してください。また、複数の補助金等を活用する場合は、予定も含め全て記載してください。	有 ・ 無	
事業期間	契約予定日（契約日）	
	完了予定日（完了日）	
委託先の専門家	事業者名 所在地 担当者 電話番号	

3 収支予算（決算）

（収入）

区分	金額	備考
県補助額	円	
自己負担額	円	
その他（ ）	円	
合計	円	補助対象経費 A と一致

（支出）

区分	金額	備考
委託費	円	
その他（ ）	円	
合計	円	補助対象経費 A と一致

※収支予算（決算）の金額には、消費税及び地方消費税を除いた額を記入すること。

4 役員名簿（監査役を含む）

役職	（フリガナ） 氏名	生年月日	性別	住所
	（ ）			
	（ ）			
	（ ）			
	（ ）			
	（ ）			
	（ ）			
	（ ）			

様式第3号(第6条関係)

誓 約 書

年 月 日

香川県知事 殿

事業者

所在地

名称

代表者職・氏名

香川県中小企業BCP策定支援補助金の申請に当たって、下記のことを誓約します。

記

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

様式第4-1号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

香川県知事

香川県中小企業 BCP 策定支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度香川県中小企業 BCP 策定支援補助金については、下記のとおり補助金の交付を決定したので、香川県中小企業 BCP 策定支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付対象事業の内容は、年 月 日付けをもって申請のあった交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、金 円とする。
- 3 交付の条件等
 - ・補助事業者は、香川県補助金交付規則（平成15年香川県規則第28号）第5条の2各号のいずれにも該当しないこと。
 - ・補助事業者は、補助対象事業について、国、地方公共団体、独立行政法人等から補助金の交付その他これに類する助成を受けることとなった場合は、遅滞なく知事に届け出なければならない。

様式第4-2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

香川県知事

香川県中小企業BCP策定支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった標記の補助金については、審査を行った結果、交付しないこととしたので、香川県中小企業BCP策定支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

- 1 事業の区分
- 2 不交付理由

香川県知事 殿

事業者
所在地
名称
代表者職・氏名

香川県中小企業 BCP 策定支援補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助金について、事業計画の変更をしたいので、香川県中小企業 BCP 策定支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更内容及びその理由

2 交付申請額

<u>変更交付申請額</u>	千円 (A)
<u>既交付決定額</u>	千円 (B)
<u>増減額</u>	千円 (A) - (B)

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）※変更後の内容
- (2) 上記のほか、知事が必要と認める書類

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

香川県知事 殿

事業者

所在地

名称

代表者職・氏名

香川県中小企業BCP策定支援補助金に係る
補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、香川県中小企業BCP策定支援補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

記

事業中止（廃止）の理由

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

香川県知事 殿

事業者
所在地
名称
代表者職・氏名

香川県中小企業 BCP 策定支援補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった上記補助金に係る補助事業を完了したので、香川県中小企業 BCP 策定支援補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額

千円

2 補助金の実績額

千円

3 添付書類

- (1) 実績報告書（様式第2号）
- (2) 策定又は改善した BCP
- (3) 契約の締結を証する書類（委託契約書の写し等）
- (4) 補助事業の完了を証する書類（委託事業の完了届の写し等）
- (5) 支払いを証する書類（領収書の写し等）
- (6) その他実績報告書の内容を確認するために知事が必要と認める書類

様式第 8 号（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

様

香川県知事 印

香川県中小企業 BCP 策定支援補助金額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度香川県中小企業 BCP 策定支援補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、香川県中小企業 BCP 策定支援補助金交付要綱第 13 条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額	千円
補助金確定額	千円

様式第9号（第14条関係）

請 求 書

（アラビア数字で記載し、頭書に〒の記号を付し、訂正しないでください。）

請求金額		百	十	万	千	百	十	円

ただし、 年度香川県中小企業BCP策定支援補助金
上記の金額を請求します。

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
(フリガナ)

債権者 名 称
代表者職・氏名

支払の 方 法	口座 振替払 <input type="checkbox"/>	銀行 (支) 店						
		預金 種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座 番号			
		(フリガナ) 口座 名義						

- 1 預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の□の箇所にV印を付してください。
- 2 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。

